

令和2年国勢調査の参考事項

1 令和2年国勢調査の概要

- (1) 調査期日
令和2年10月1日
- (2) 調査対象
国内に住む全ての人（外国人を含む。）
- (3) 調査の必要性
国勢調査は、我が国に居住する全ての人を対象とする最も基本的な統計調査であり、その調査結果は、各種行政施策の基礎資料として用いられるほか、社会の持続的な発展を支える情報基盤として広範に利用されている。
- (4) 調査の内容
代表的な調査項目や、世帯員及び世帯に関する基本的な内容を聞く調査であり、比較的容易に回答ができる。
- (5) 調査の場所
住民票などの届出に関係なく、ふだん住んでいる場所で調査する。
- (6) 実施根拠及び報告義務並びに報告の必要性
統計法に基づき実施され、調査票を記入及び提出する義務がある。精度の高いデータが得られなければ、国民生活に支障を来す。
- (7) 個人情報の保護及び守秘義務
国勢調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられる。統計作成の目的以外に利用しない。

2 調査方法

- (1) 調査は、総務省統計局が、県・市町・国勢調査員を通じて行う。
- (2) 9月14日から20日までの間に、国勢調査員が各世帯を訪問し、紙の調査票とインターネット回答用ログインIDを合わせて配布する。
なお、配布されたインターネット回答用ログインIDの再発行はできず、また、一度回答した内容を修正する場合に必要となるため、令和2年10月30日まで大切に保管する。紛失した場合は、紙の調査票での回答となる。
- (3) 10月1日から3日までの間に、回答済みの世帯を含めた全世界帯に、回答確認リーフレットを郵便受けに入れるなどして配布する。
- (4) 10月1日から7日までの間に、インターネット回答がなかった世帯に対し、国勢調査員が世帯を訪問し、紙の調査票の収集を行う。
- (5) インターネット回答した世帯で、世帯員の出生や転居など回答内容に変更がある場合は、10月7日までに、インターネット回答の修正をする。
- (6) 紙の調査票は、調査書類に同封の封筒で提出できる。

- (7) 10月8日から15日までの間に、回答がなかった世帯に対し、国勢調査員が世帯を訪問し、紙の調査票の収集を行う。
- (8) 10月16日から20日までの間に、回答がなかった世帯に対し、国勢調査員が世帯を訪問し、督促を行う。

3 インターネット回答について

- (1) インターネット回答は、3ステップ（1. 書類受領、2. ネットにアクセス、3. 回答・送信）である。
- (2) 調査書類を受領後、令和2年9月14日からインターネット回答ができる。
- (3) パソコン、タブレット、スマートフォンで24時間回答できる。
- (4) 回答内容は厳重なセキュリティにより保護されている。
- (5) 「国勢調査オンライン」へのアクセスは、検索サイトやQRコードで簡単にできる。
- (6) 紙の調査票へ記入するよりも容易で、世帯における負担の軽減になる。また、調査の実施や集計が効率化し、全体コストが削減されることから、財源が税金である調査費用の節約ができる。

4 国が設置する国勢調査特設サイト

「国勢調査2020総合サイト」(<https://www.kokusei2020.go.jp/>)

- ※ 6月30日までは「国勢調査2020キャンペーンサイト」
(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>)